

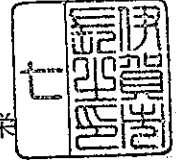


伊環第245号

平成29年9月11日

三重県知事 鈴木 英敬 様

伊賀市長 岡本 栄



(仮称)三重布引風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について(回答)

みだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

株式会社レノパの(仮称)三重布引風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書 1部

事務担当

伊賀市人権生活環境部環境政策課

藤 田

TEL: 0595-20-9105

FAX: 0595-20-9107

株式会社レノバの（仮称）三重布引風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見書

関係機関名：伊賀市

番号	
1	・工事中及び供用開始後に懸念される騒音及び低周波音等について、最新の知見等に基づき適正な環境影響の調査、予測及び評価を行ない、風力発電設備等の配置の検討等により、騒音又は低周波音等の影響を極力回避・低減すること。
2	・風車の影について、ブレードの影が回転することにより地上に明暗が生じ、住民に不快感を与えることが懸念される。風力発電設備等の配置の検討等により、その影響を極力回避・低減すること。
3	・事業実施想定区域は山地であり、工事途中及び本事業の実施に伴う地形改変や気象現象により、土砂や濁水の流出、水量の変化等が懸念される。適正な環境影響の調査、予測及び評価を行ない土砂・濁水の流出、水質・水量の変化による影響を極力回避・低減すること。
4	・「伊賀市ふるさと風景づくり条例」に基づいて届出をすること。
5	・農林水産省令や「三重県林地開発許可に関する規則」等で定める手続きに従い、知事の許可を受けること。
6	・事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが工事中、不時埋蔵文化財を発見した場合は、文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議をお願いする。
7	・服部川水系の河川は特別天然記念物オオサンショウウオの生息が確認されている区域であることから、仮設道設置を含め、河川内で工事を行なう場合は、事前にその保護対策について、調整会議を開き、県教委・市教委・有識者と協議すること。